

1、電子帳簿等保存制度の見直し

現行の電子データ保存取引では、申告所得税、法人税及び消費税における電磁的記録に記録された事項に関し隠蔽又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合には、重加算税の割合に**10%**が加重されます。ただし、令和9年1月1日より特定電磁的記録であって、その保存が以下の要件を満たしている場合には、**重加算税の加重を適用しない**措置を講ずる。

取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと

取引情報に係る電磁的記録の記録事項を訂正又は削除を国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システムを使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと

取引情報に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと

上記 及び の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにすること

上記の改正に伴い、令和9年以後の所得税の青色申告特別控除65万円の適用について、特定電子計算機処理システムを使用し、取引情報に係る電磁的記録のうち、その保存が特定電子計算機処理システムを使用して上記の要件を満たすことができるものは青色申告特別控除の**適用が可能となる**。

- 特定電磁的記録とは、保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- 特定電子計算機処理システムとは、国税庁長官の定める基準に適合する次に掲げるいずれかの電子計算機処理システムをいう。
 - 1.仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
 - 2.金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

2、暗号資産取引への課税について(検討事項)

暗号資産は、現在「雑所得」として最大約55%の税率が適用され、雑所得以外の他の所得と損益通算が不可であることなどが課題とされている。

一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として位置づけ、上場株式等の課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務、適合性等の規制などの必要な法整備、取引業者による取引内容の報告義務の整備等の前提に見直しを検討する。現時点では、見直しの検討段階であるが、将来的には**税率の見直しや損益通算の制度の整備**
課税区分の変更などが行われる可能性もある。